

柵原ふれあい鉦山公園遊具整備事業

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

美咲町

美咲町（以下「本町」という）が発注する「柵原ふれあい鉱山公園遊具整備事業」（以下「本事業」という）について、公募型プロポーザル方式に基づく受注候補者の選定・特定手続き（以下「本プロポーザル」という）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、及び美咲町財務規則（平成17年規則第43号）並びにその他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

1. 目的

柵原ふれあい鉱山公園は、本町の象徴的な公園の一つであり、旧片上鉄道の吉ヶ原駅舎と操車場のあった場所に作られた広大な園内には、吉ヶ原駅舎が現存し、運送用貨車や客車車両11両が保存され、鉄道遺産の散策などを楽しみながら心身ともにリフレッシュできる憩いと交流の場となっている。

しかしながら、平成10年の開園以降遊具の更新を行っていないこともあり、老朽化した遊具はなく、「みさキッズパーク」の大型複合遊具と同様に、新たにシンボルとなるような複合遊具の整備が求められている。遊具の整備にあたっては、公園を訪れる地域のこども、親子連れなど、誰もが安全・安心に利用できるものである必要がある。

そこで、事業者から自由な企画提案を求め、誰もが安心して楽しく遊べる遊具を選定するため、公募型プロポーザル方式で公募するものとする。

なお、この遊具整備工事は、国のコミュニティ助成事業助成金を活用して行うため、助成の対象となるユニバーサルデザイン遊具を設置することを前提としている。

2. 公告日

令和7年8月18日（月）

3. 発注者

発注者：岡山県美咲町

事務局：美咲町理財課

住 所：〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田2144番地1

電 話：（直通）0868-66-1610

Eメール：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

ホームページ：https://www.town.misaki.okayama.jp/

窓口対応時間：8時30分から17時15分（土・日・祝日を除く。）

4. 事業の概要

(1) 事業名

柵原ふれあい鉱山公園遊具整備事業

(2) 事業内容

「柵原ふれあい鉱山公園遊具整備事業仕様書」によるものとする。

(3) 発注方式

本事業は、遊具等の備品購入、配置場所の検討及び設置を一括発注する公募型プロポーザル方式とする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）までとする。

(5) 契約方法

随意契約とする。

(6) その他

- ・遊具は、(一社)日本公園施設業協会が認定するSPマーク適合製品とする。
- ・遊具の利用対象者は、3歳から12歳の幼児、児童及びその保護者とする。

5. 上限提案価格

10,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものとする。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明時、次に掲げる要件を満たすこととする。

ただし、一つの企業が複数の企画提案をすることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

- (3) 令和7・8年度美咲町物品・役務入札参加資格者名簿に令和7年9月4日(木)までに登録されていること。
- (4) 美咲町暴力団等排除条例(平成23年条例第13号)に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 平成22年度以降、大型複合遊具を含む遊具設置事業(国又は地方公共団体が発注したもの)で1,000万円以上の受注実績を参加表明者が有していること。

7. スケジュール

内 容	年 月 日
公告(公募手続の開始)	令和7年8月18日(月)
質問書の受付	令和7年8月27日(水) 17:00締切
質問に対する回答	令和7年8月28日(木)までに随時
参加表明書(写し)の提出期限	令和7年8月29日(金) 17:00必着
企画提案書等提出期限	令和7年9月 4日(木) 17:00必着
審査(非公開) プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年9月10日(水) (予定)
選定結果の発表	令和7年9月11日(木) (予定)
契約の締結	令和7年9月19日(金) (議会議決予定)

8. 実施要領等の配布

配布開始日	令和7年8月18日(月)
配布資料	①実施要領(本書) ②秘密保持に関する誓約書(様式1) ③暴力団排除に関する誓約書(様式2) ④参加表明書(様式3) ⑤質問書(様式4) ⑥履行実績書(様式5) ⑦見積書(様式6) ⑧仕様書 ⑨実施位置図
入手方法	配布資料については、美咲町ホームページよりダウンロードすること。

9. 参加表明書（写し）の提出

受付期間	令和7年8月29日（金） 17:00必着
提出書類	参加表明書（様式3）の写し
提出先	美咲町理財課：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp
提出方法	電子メールによる提出（PDFファイル）とする。なお、電子メール送信後は必ず電話にて受信確認をすること。受信確認がとれた段階で受理とする。なお、電子メール以外では受け付けない。 また、電子メールの件名は「柵原ふれあい鉾山公園遊具整備事業公募型プロポーザル参加表明書（写し）の送付」と記載すること。
備考	参加表明書の（写し）は事務局が参加の意思を把握するためのものであり、参加資格を選定するものではない。参加資格は、企画提案書等の提出時に提出される書類にて選考する。

10. 企画提案書等の提出

提出期限	令和7年9月4日（木） 17:00必着
提出書類	①企画提案書（様式自由） ②秘密保持に関する誓約書（様式1） ③暴力団排除に関する誓約書（様式2） ④参加表明書（様式3） ⑤履行実績書（様式5） ⑥見積書（様式6） ⑦見積内訳書（様式自由） 提出書類については、提出期限を経過後、差替え及び再提出は認めないものとする。
提出部数	【企画提案書】10部（正本1部（表紙に代表者印押印のもの）、副本9部（企業名のないもの）） 【見積書及び見積内訳書】10部（正本1部（代表者印押印のもの）、副本9部（企業名のないもの）） 【その他の書類】正本1部（代表者印押印のもの） 【同内容の電子ファイル】1部（CD-R等の記録用メディア等）
提出先	美咲町理財課

提出方法	郵送に限る。 ※配達証明付き書留郵便もしくは配達記録が残る宅配便とし、提出期限までに必着とする。
備考	提出書類は必要な範囲において複製を作成することがある。また、提出された書類等は返却しない

1 1. 質問及び質問に対する回答

受付期間	令和7年8月27日（水） 17：00 締切
回答期間	令和7年8月28日（木）までに随時
提出様式	質問書（様式4）で提出すること
提出方法	電子メールによる提出とする。なお、電子メール送信後は必ず電話にて受信確認をすること。受信確認がとれた段階で、質問書の受理とする。
提出先	美咲町理財課：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp
回答方法	美咲町ホームページにて回答する。

1 2. 企画提案書の留意事項

（1）基本事項

本プロポーザルは、本事業の優先契約候補者を選定するために必要な事項について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、失格とする場合がある。

（2）企画提案書（様式自由）

A4判又はA3判折りたたみA4製本で作成し、下記について記載すること。

また、作成にあたっては、本要領及び仕様書に基づき、以下の項目について検討の際に留意した点を含み、簡潔かつ要領よくまとめること。

◎事業計画（案）の作成（コンセプト等を含む）

◎提案遊具等の概要図（デザインパース等）

◎遊具等の配置計画図

◎「1 4. 評価基準」の各評価項目（「見積金額」を除く）について

遊具の選定にあたっては、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（令和6年6月）、「みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集」（令和6年4月）等に配慮すること。

提案者の調査研究により、関係法令および参考事例を十分理解した上で、見積金額の範囲内で提案者が責任を持って履行できる内容とすること。

13. 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

（1）審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、柵原ふれあい鉾山公園遊具整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は、非公開とする。

（2）審査方法

提出書類、プレゼンテーション・ヒアリング等を「14. 評価基準」により総合的に評価し、以下の方法で優先契約候補者を選定する。

審査委員会の全委員の合計得点（以下、「総合得点」という。）が高い者から順位付けを行い、最も総合得点が高い者を優先契約候補者とし、次に総合得点が高い者を次点契約候補者として選定する。なお、総合得点が高点の場合は、見積書の額が安価な者を高い順位とする。

また、提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとする。

ただし、いずれの場合においても、総合得点が満点の60%未満となった者、又は評価の基準ごとの全委員の合計得点において、0点があった者は、優先契約候補者とししない。

（3）プレゼンテーションの提案順

プレゼンテーションの提案順は、企画提案書の提出順とする。

（4）プレゼンテーション・ヒアリング審査の要領

- ① 各提案者の出席者は3名以内とする。
- ② プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、その後の質疑応答（ヒアリング）を10分程度（最長20分）とする。なお、パソコンを用いる際は、パソコン等必要な機器は提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（プロジェクター及びスクリーンは本町で準備する。）。
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細日程は、提案者に別途通知する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、受注候補者の選定後、美咲町ホームページで公表する。なお、審査の内容・経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 4. 評価基準

本プロポーザルにおける評価基準と配点は、次のとおりである。

評価項目	評価の基準	配点
コンセプト	柵原ふれあい鉱山公園のコンセプトに沿った遊具となっているか	2 0
遊具の構成	多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が盛り込まれ、子どもたちの想像力・冒険心を育む遊具となっているか	1 0
	ユニバーサルデザインに配慮した、インクルーシブ遊具となっているか	1 0
安全対策	子どもたちが本来想定していなかった遊び方をした場合の安全対策が、十分に行われているか	2 0
管理	部材は耐久性に優れており、維持管理（補修・定期点検・メンテナンスなど）に係る対策が整っているか	1 0
自由提案	子どもたちを見守る保護者及び公園を利用する地域住民への配慮や公園の魅力が増すなど、備品等の追加提案があるか	2 0
見積金額	価格を抑えた提案となっているか。 $10 \times (\text{全体参加者の最低価格} \div \text{当該参加者の提案価格})$ ※少数点以下は切り捨てとする	1 0
合 計		1 0 0

1 5. 契約方法等

(1) 契約内容についての協議

本町は、提案内容に基づき、受注候補者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき、受注候補者と契約を締結するものとする。

(2) 仮契約及び契約の締結

契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経なければならないため、受注候補者の決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たのちに本契約が成立することとなる。(9月19日を予定)

(3) 契約を締結しない場合の要件

受注候補者が次のいずれかに該当する場合は、本町は受注候補者と契約を締結しないものとする。この場合において、本町は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ① 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められる場合
- ② 契約の履行が困難と認められる事由が生じた場合

(4) 次点候補者との協議

- ① 本町は、受注候補者との契約内容に関する協議が不調となり受注候補者との契約締結が不可能と判断した場合、次点候補者と契約内容に関する協議を開始することができるものとする。
- ② 選定結果の通知の日から契約締結までの間に、受注候補者が参加資格要件を欠いた場合、次点候補者を新しい受注候補者とし、契約締結に向けた協議を行うものとする。

(5) 募集及び契約締結に伴う費用負担

参加にかかる費用及び契約締結にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

16. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に不足、虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出先、提出方法、参加資格等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 実施要領等に違反すると認められた場合
- (5) 審査員に対して直接・間接を問わず、故意に接触を求めることなど審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 見積書の金額が「5. 上限提案価格」の上限額を超える場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

17. その他

- (1) 審査経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (2) 本プロポーザルにかかる経費はすべて提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 提案者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として提案者に帰属するが、採用した企画提案書等の著作権は、本町に帰属する。
- (4) 本手続及び本事業に関して参加者が作成し、又は提出する資料等（企画提案書及び成果物を含むが、これらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下「特許権等」という。）を侵害するものではないこととする。参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合は、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (6) 提出書類等に記載された個人情報、本事業の受注候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (7) 本手続及び本事業において使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- (8) 本プロポーザルの成立要件は参加者が1者の場合でも、提案評価（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、評価点の合計が基準点（60％）以上の場合は、受注候補者として選定する。
- (9) 本事業は、選定された企画提案書に沿って履行するものとするが、より良い内容とするため、本町から提案を行うことがある。
- (10) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。ただし、開示請求があった場合には、美咲町情報公開条例（平成17年条例第14号）に基づき対応する。